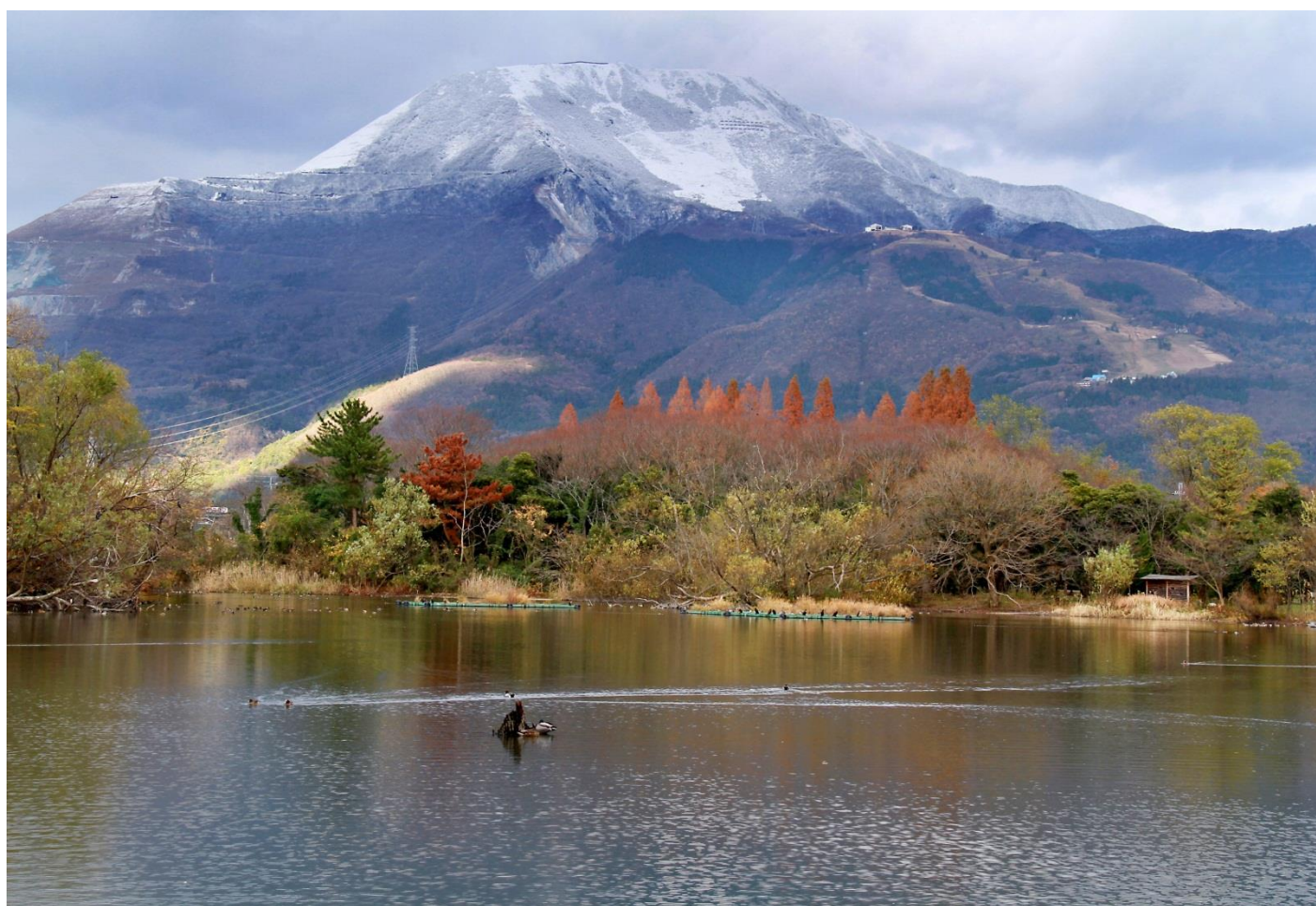


米原市屋外広告物 ガイドライン



米原市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第1章 屋外広告物について	
1 屋外広告物とは・・・・・・・・	P 2
2 主な屋外広告物の種類・・・・・	P 2
第2章 市全域の基準について	
1 禁止広告物・・・・・・・・	P 3
2 禁止物件・・・・・・・・	P 3
第3章 許可区域の基準について	
1 許可区域・・・・・・・・	P 4
2 許可の基準・・・・・・・・	P 5
① 全ての地域に共通する基準・・・・・	P 5
② 地域区分ごとの基準・・・・・・・・	P 6
③ 色彩基準・・・・・・・・	P 14
3 適用除外広告物・・・・・・・・	P 15
第4章 その他	
1 管理義務、除却義務・・・・・・・・	P 16
2 管理者・・・・・・・・	P 16
3 屋外広告業の登録・・・・・・・・	P 16
4 屋外広告物に関する関係法令等・・・・・	P 16
5 違反広告物の対策・・・・・・・・	P 16
6 申請の流れ・・・・・・・・	P 17
7 経過措置・・・・・・・・	P 17
8 許可の期間および手数料・・・・・・・・	P 18

はじめに

屋外広告物は、商品やサービスを宣伝し、行先の案内や誘導をするなど、日常生活における実用的な面を持つ必要不可欠なものであるとともに、街のにぎわいや活気を演出するものでもあり、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たしています。

その一方で、無秩序に氾濫すると街の景観が損なわれることに加えて、見通しなどが悪くなり交通事故の原因にもなります。また、管理が適切に行われていないと、落下や倒壊により通行人がけがををするといった安全上の問題も発生します。

米原市では、美しい景観や安全で快適な暮らしを守るため、米原市屋外広告物条例を制定しました。

このガイドラインは、米原市屋外広告物条例の基本事項を説明したものです。

米原市景観計画のテーマ「伊吹山の観える故郷の風景に抱かれた水がきらめき、暮らしがみえる、歴史かほる米原」を目指して、本条例で規定しているルールを遵守いただき、景観の保護育成に御協力をいただきますようお願いいたします。

第1章 屋外広告物について

1 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件を全て満たしているものであれば、文字やイラスト、営利・非営利の表示内容に関係なくイメージを伝えるもの全てが該当します。

1. 常時または一定の期間継続して表示されるもの

…1日のうち数時間だけ表示するなど、表示と撤去を繰り返すような場合も対象となります。

2. 屋外で表示されるもの

…窓ガラスの内側など、屋内に表示するものは対象になりません。

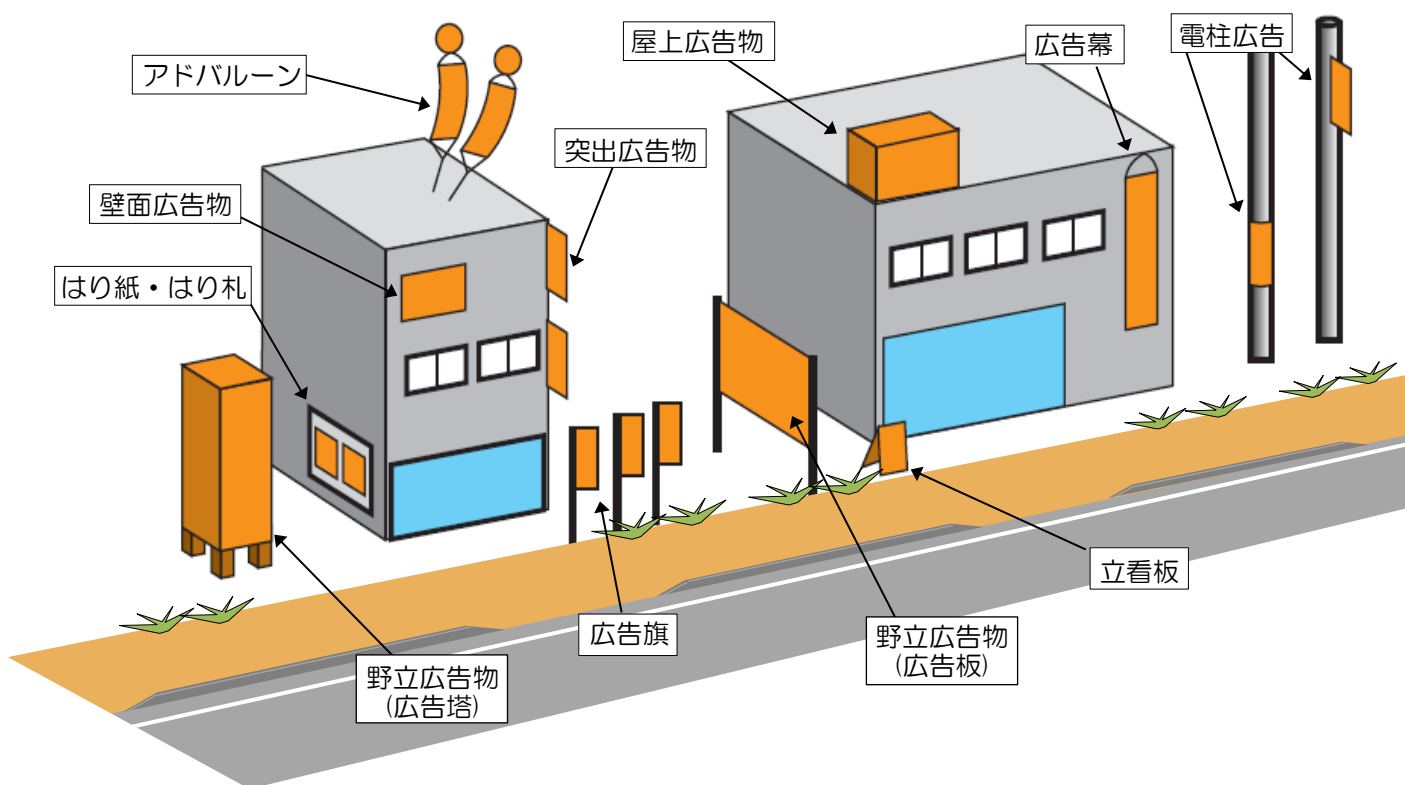
3. 公衆に表示されるもの

…誰でも見ることができる場所に表示するものが対象となります。

4. 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されたものならびにこれらに類するもの

…主な屋外広告物は次のとおりです。

2 主な屋外広告物の種類



※屋外広告物は、自家用広告物と非自家用広告物に分類されます。

自家用広告物
(一定規模以上は手続が必要)

自己の氏名・店名・商標・営業内容等を表示するため自己の住所・営業所等に表示する広告物

非自家用広告物
(全て手続が必要)

自家用広告物以外の広告物

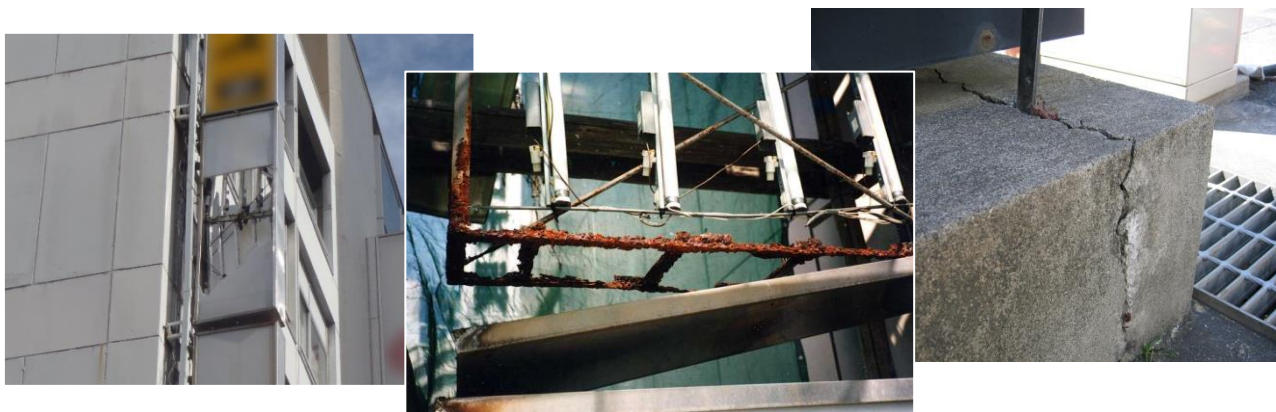
第2章 市全域の基準について

次のような屋外広告物は、市内全域において掲出できません。

1 禁止広告物

次の項目に該当する屋外広告物は、掲出することができません。

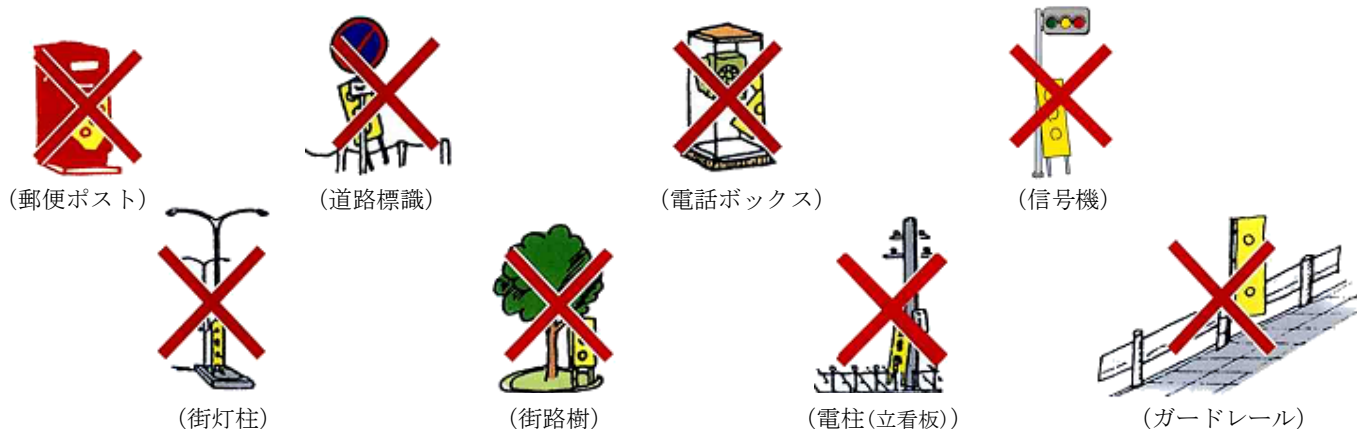
1. 著しく汚染し、退色し、または塗料等の剥離したもの
2. 著しく破損し、または老朽したもの
3. 倒壊または落下のおそれがあるもの
4. 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



2 禁止物件

次の項目に該当する物件には、屋外広告物を掲出することはできません。

公共構造物	橋、トンネル、高架構造物など
道路関係	道路の路面、信号機、道路標識、交通安全施設（ガードレール、デリネーター等）、駒止の類、里程標の類、街路樹、路傍樹など
文化的物件	彫像、記念碑、景観重要建造物および景観重要樹木など
公共的物件	公共用の石垣・擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、消火栓、防火水槽およびその火災報知器、送電用鉄塔、送受信塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、その他タンク類

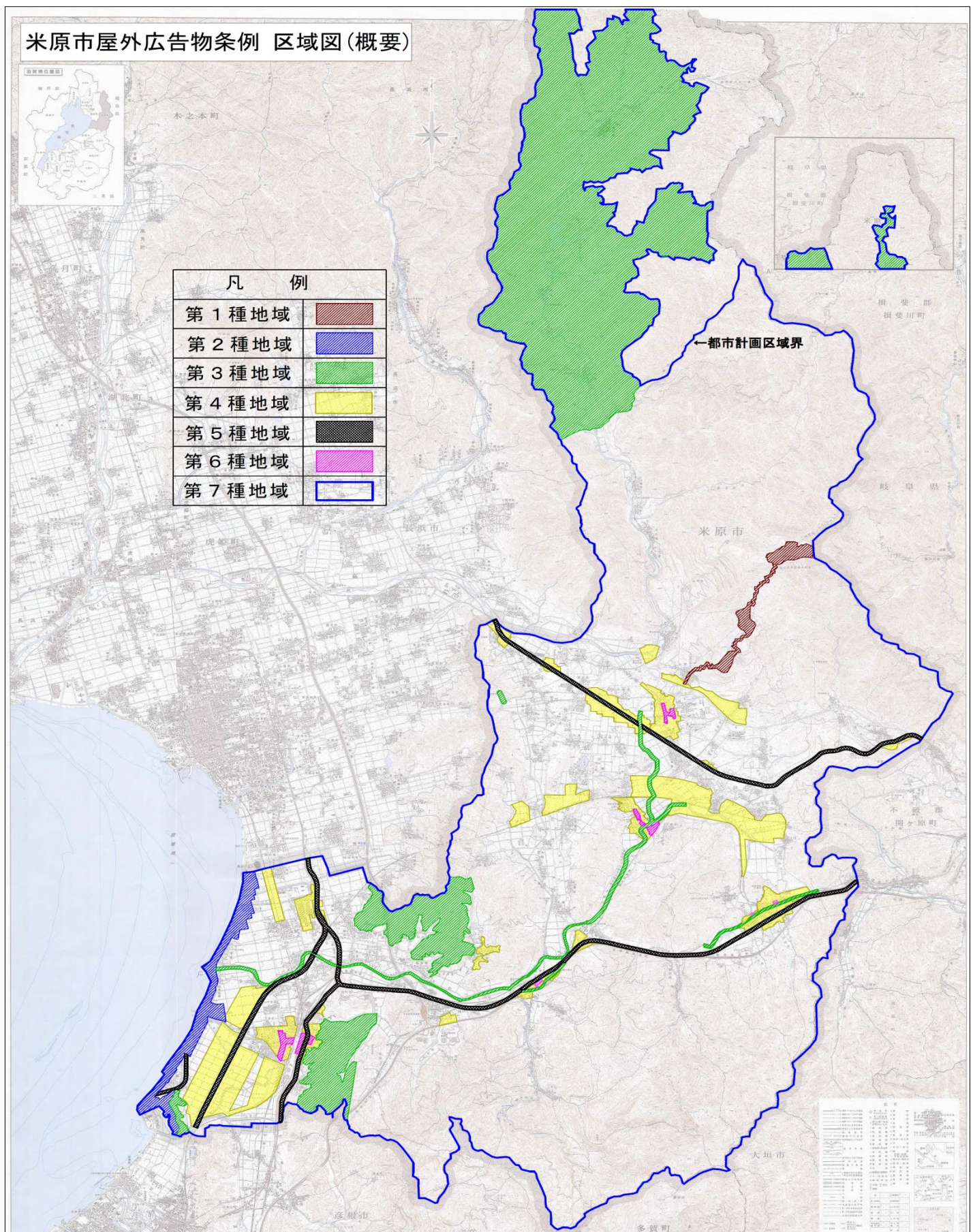


※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、巻付け広告物や袖付け広告物は掲出可能ですが、はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するものを表示してはいけません。

第3章 許可区域の基準について

許可区域に掲出する場合は、原則として許可が必要です。また、掲出できる大きさなどの制限があります。

1 許可区域



2 許可の基準

許可区域に屋外広告物を掲出する場合は、原則として市長の許可が必要となり、許可の基準に適合する必要があります。

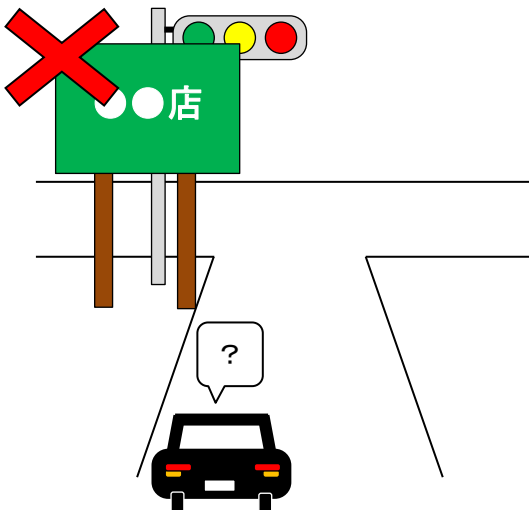
① 全ての地域に共通する基準

1. 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること
2. 原則として表示面の色数を抑えけるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと
3. 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと
4. 電光表示板等および照明を伴うものにあつては、過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を害しないこと
5. 電光表示板等の発光広告物にあつては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること
6. 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること

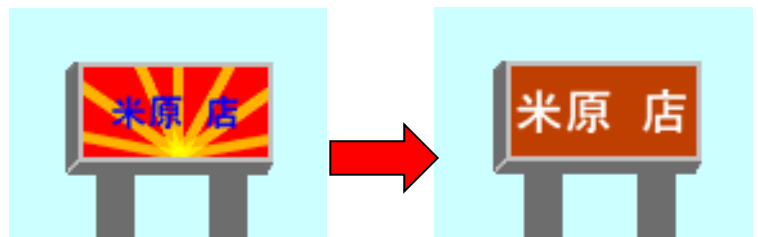
※電光表示板等・・・可変表示（LED 等を用いた動画の広告板および映像装置、電子広告、ネオンサインその他常時表示内容を変えることができるものをいう）を用いたもの。または可変式照明付き広告物（回転灯または光源の運動、明滅、照射方向の運動を伴う照明と一体となった広告物）を用いたもの。



※周囲の環境に調和させましょう



※交通安全の妨げにならないようにしましょう



※高彩度の色数を抑えましょう

② 地域区分ごとの基準

第1種地域

規制方針

伊吹山の登山道およびその周辺の景観を保全するため、広告物の掲出を最小限に抑え、形態・色彩等が周囲に調和したものとなるよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

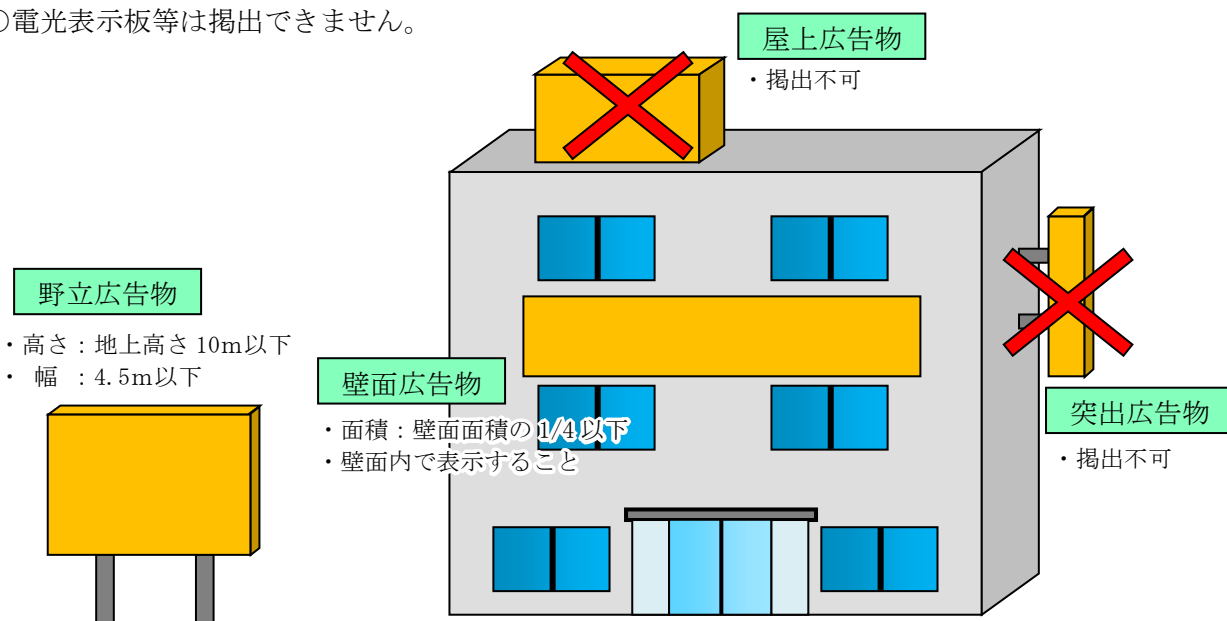
許可基準

色彩

全ての表示面において、R・YR・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下であること。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の1/3までは使用できます。

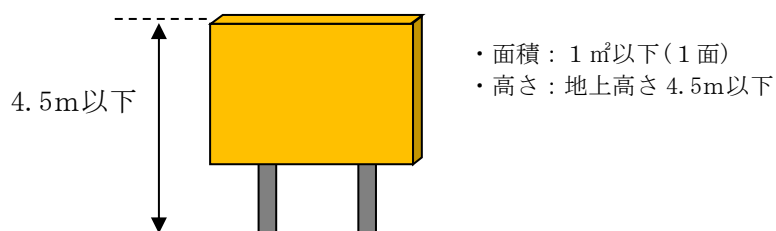
自家用広告物の基準

- 自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。
- 電光表示板等は掲出できません。



非自家用広告物の基準

- 野立広告物のみ掲出が可能です。
- 同一広告主が掲出する場合の相互間距離は500m以上離す必要があります。
- 電光表示板等は掲出できません。



第2種地域

規制方針

琵琶湖周辺の景観を保全するため、広告物の掲出を最小限に抑え、形態・色彩等が周囲に調和したものとなるよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

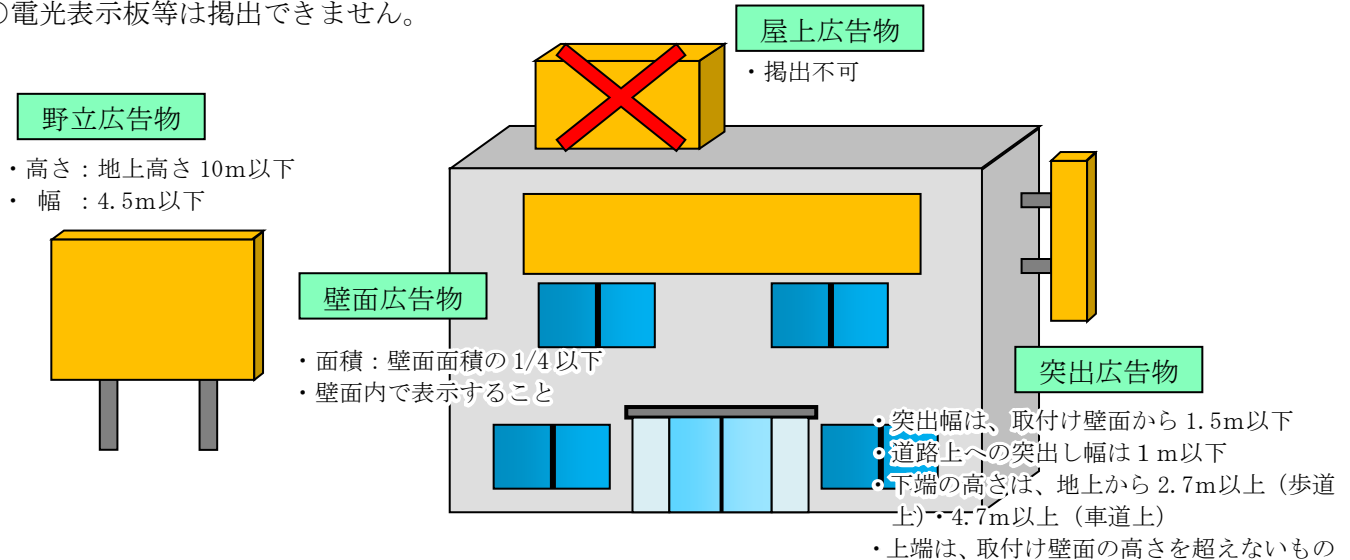
許可基準

色彩

全ての表示面において、R・YR・Y系の色相で彩度10以下、その他の色相で彩度8以下であること。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の1/3までは使用できます。

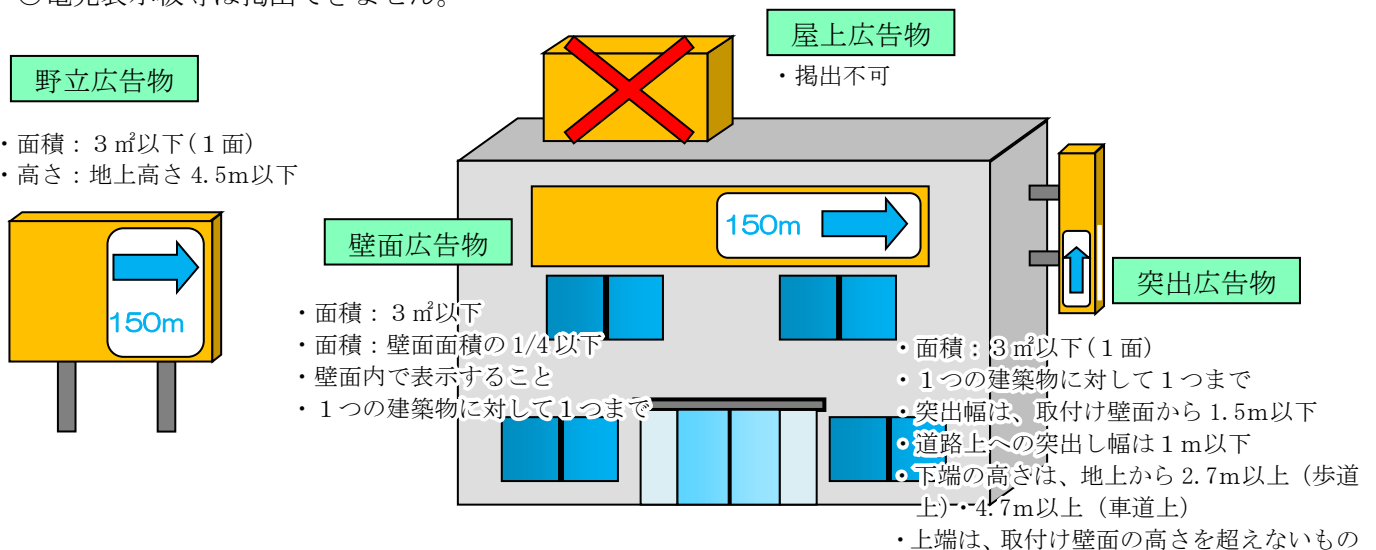
自家用広告物の基準

- 自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。
- 電光表示板等は掲出できません。



非自家用広告物の基準

- 誘導内容(※)が表示面積の40%以上を占める必要があります。
- 同一広告主が掲出する場合の相互間距離は500m以上離す必要があります。
- 電光表示板等は掲出できません。



※誘導内容とは・・・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容のこと

第3種地域

規制方針

自然景観および文化的・歴史的景観を保全するため、形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 5 m² 以内

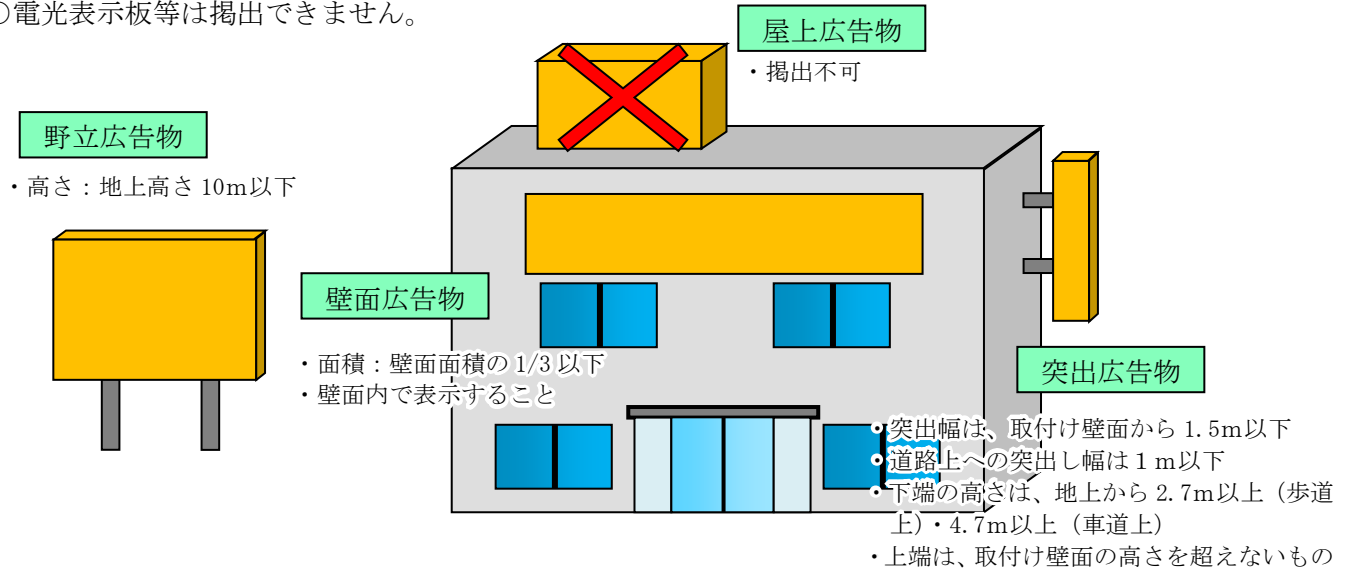
許可基準

色彩

全ての表示面において、R・Y R・Y系の色相で彩度 10 以下、その他の色相で彩度 8 以下であること。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 1/3 までは使用できます。

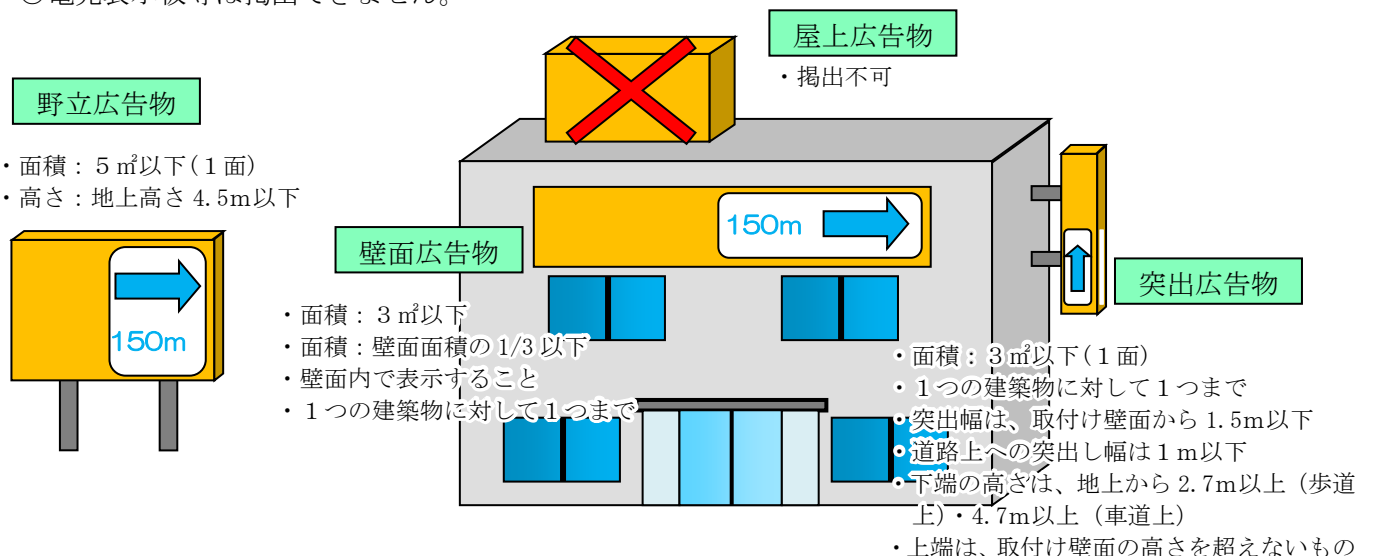
自家用広告物の基準

- 自家用広告物の表示面積の合計は 15 m² 以下とします。
- 電光表示板等は掲出できません。



非自家用広告物の基準

- 誘導内容を表示面積の 40% 以上占める必要があります。
- 同一広告主が掲出する場合の相互間距離は 500m 以上離す必要があります。
- 電光表示板等は掲出できません。



第4種地域

規制方針

市内の代表する田園や山並みの景観および居住地域の生活環境を保全するため、広告物の形態・色彩等の規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 10 m²以内

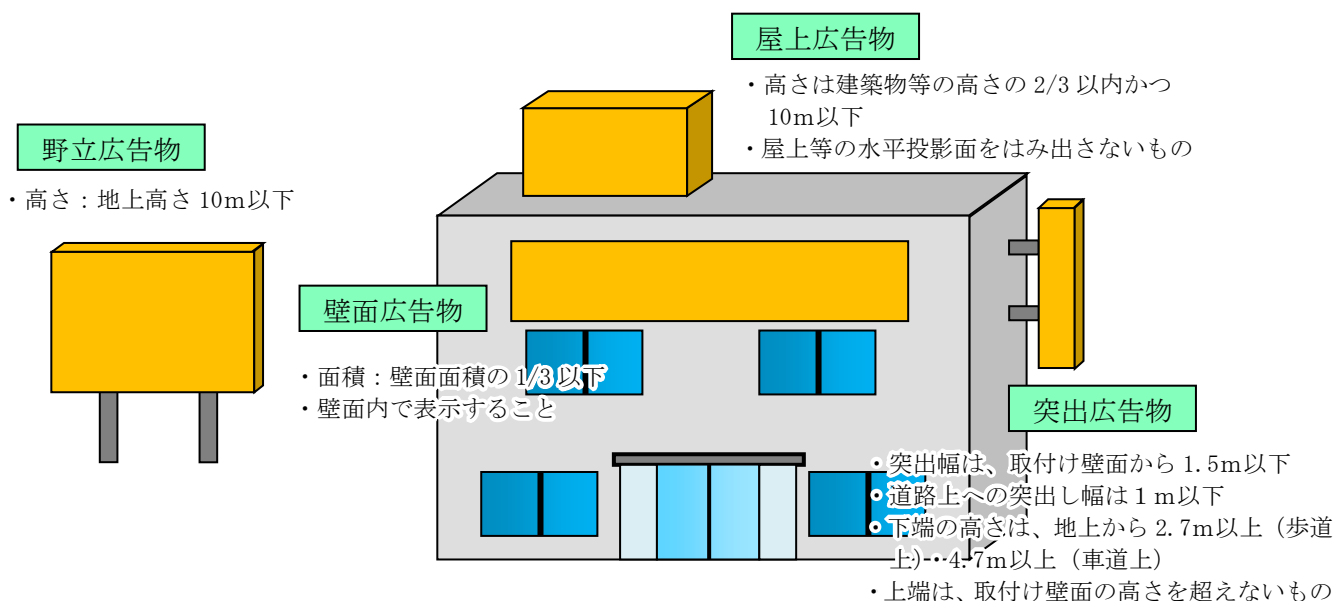
許可基準

色彩

全ての表示面において、R・YR・Y系の色相で彩度 10 以下、その他の色相で彩度 8 以下であること。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 1/3 までは使用できます。

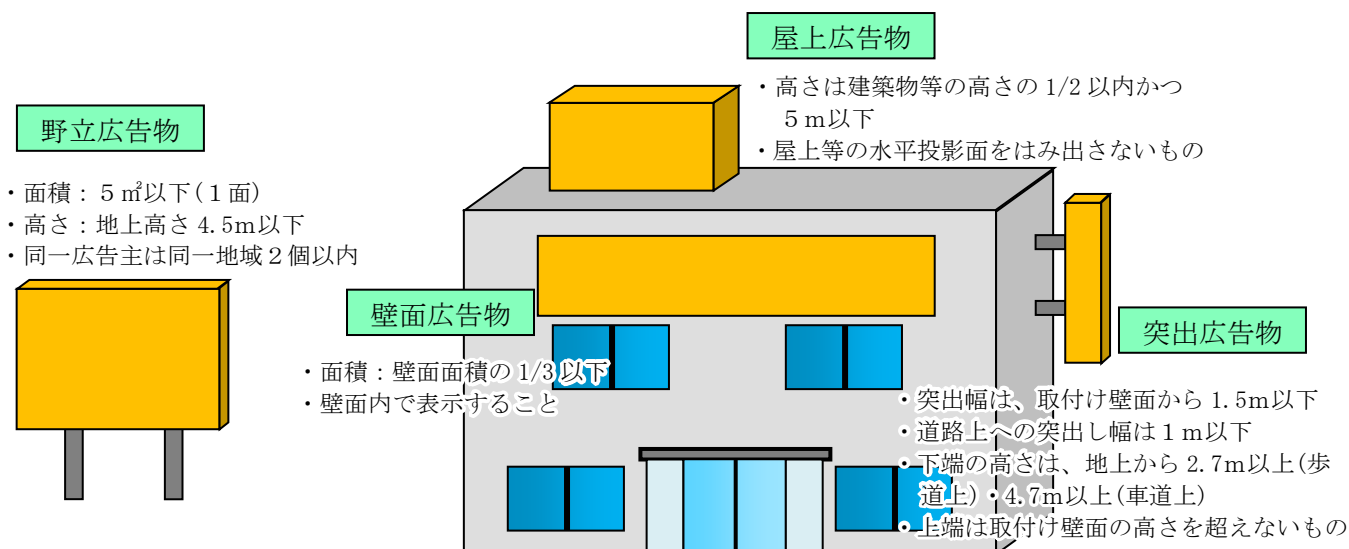
自家用広告物の基準

○電光表示板等は可変表示部分の面積は 1 面につき 5 m²以下（総面積 10 m²以下）であること。



非自家用広告物の基準

○電光表示板等は掲出できません。



第5種地域

規制方針

交通量の多い幹線道路沿いのため、広告物の乱立を防ぐよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 10 m²以内

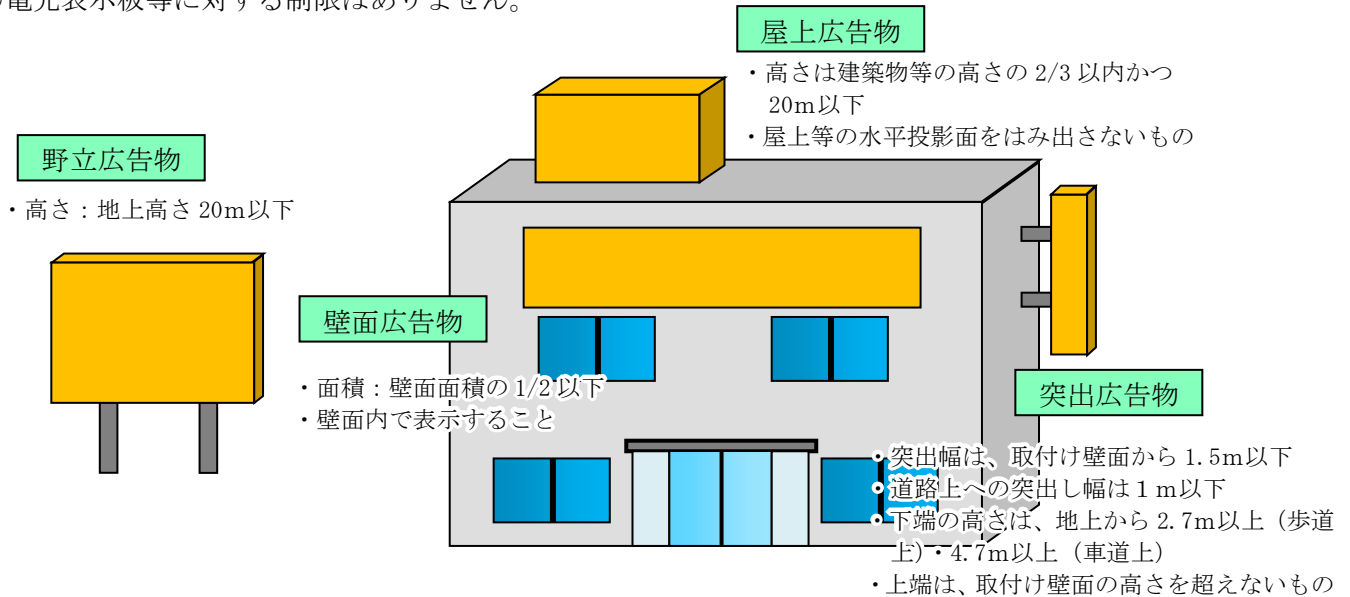
許可基準

色彩

全ての表示面において、全ての色相で彩度 10 以下であること。
ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 1/3 までは使用できます。

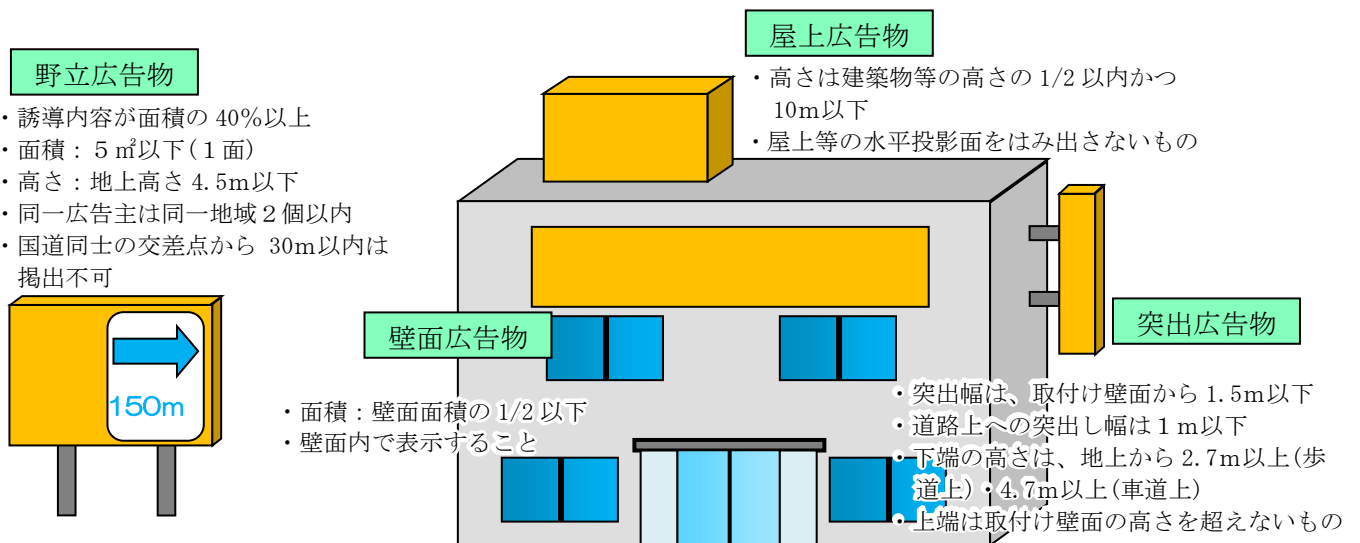
自家用広告物の基準

○電光表示板等に対する制限はありません。



非自家用広告物の基準

○電光表示板等は掲出できません。



第6種地域

規制方針

商業店舗が立地する地域において、賑わいを創生するため、制限を緩和した誘導をします。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 10 ㎡以内

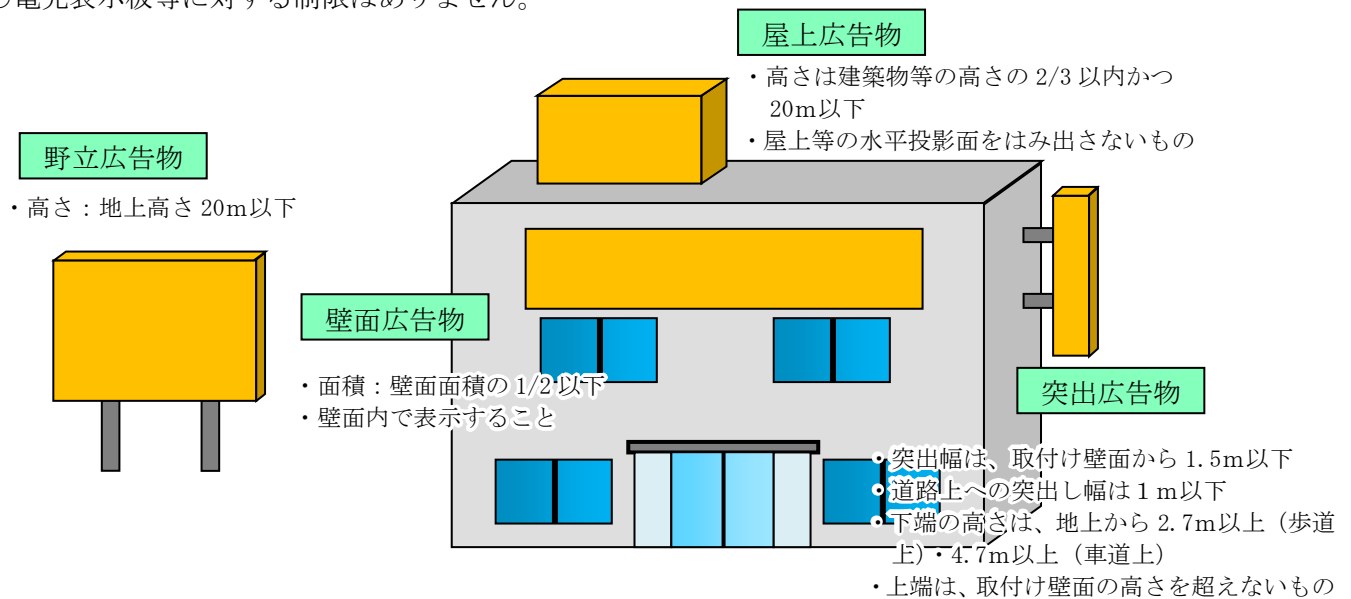
許可基準

色彩

制限はありません。

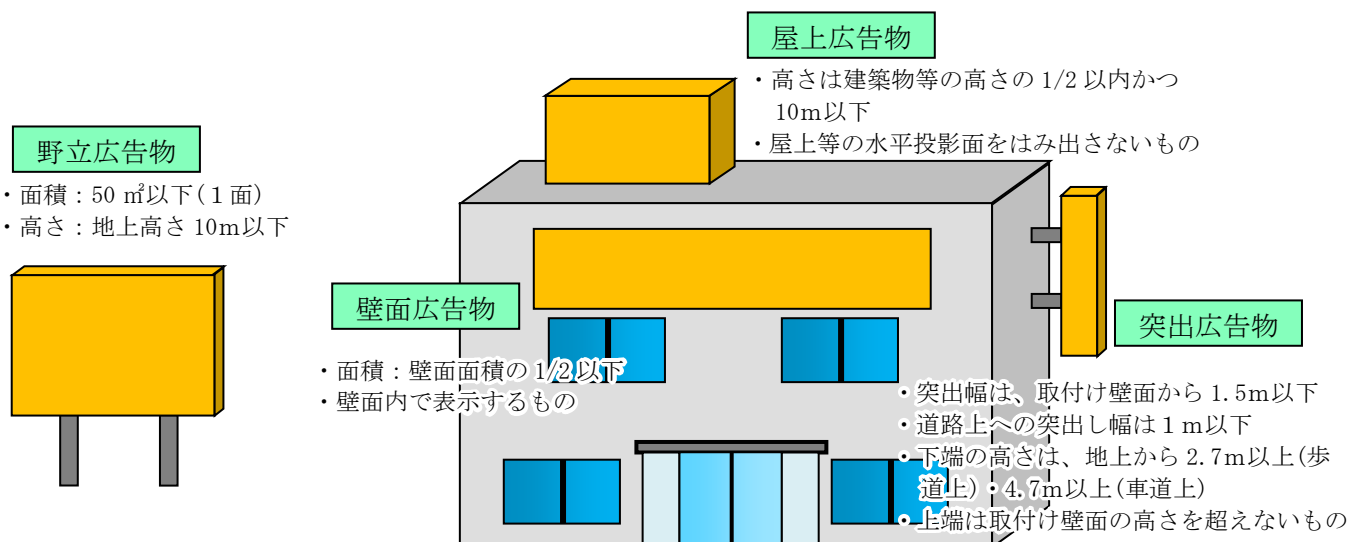
自家用広告物の基準

○電光表示板等に対する制限はありません。



非自家用広告物の基準

○電光表示板等は掲出できません。



第7種地域

規制方針

第1種から第6種地域に属さない地域で、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導します。

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が 10 m²以内

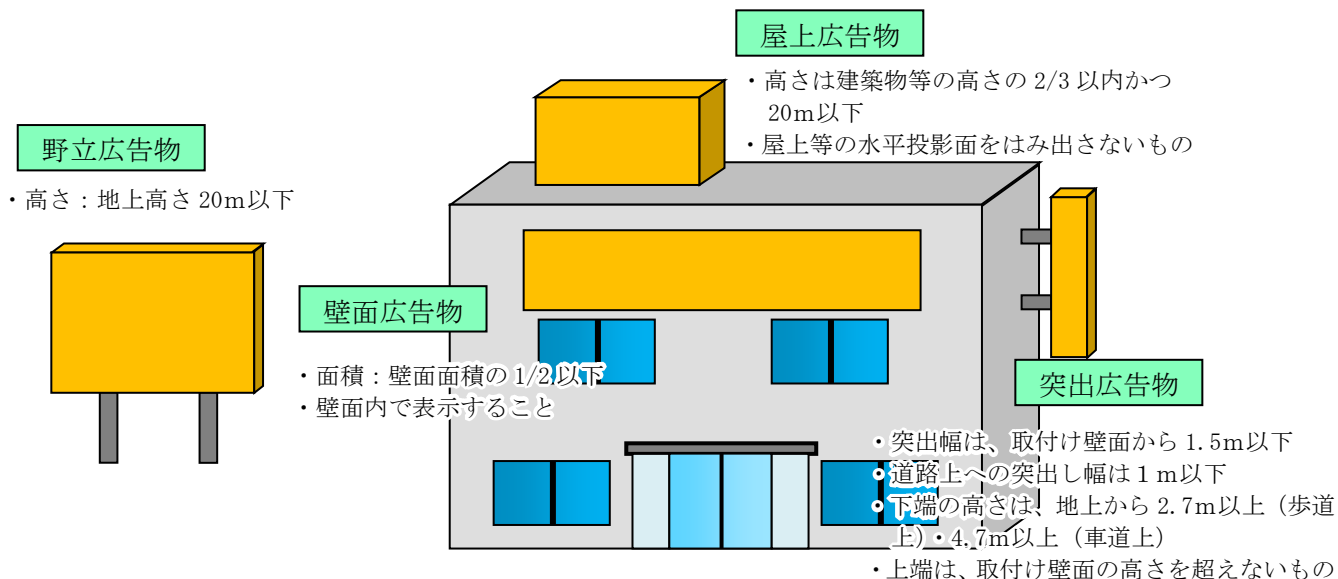
許可基準

色彩

全ての表示面において、全ての色相で彩度 10 以下であること。
ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 1/3 までは使用できます。

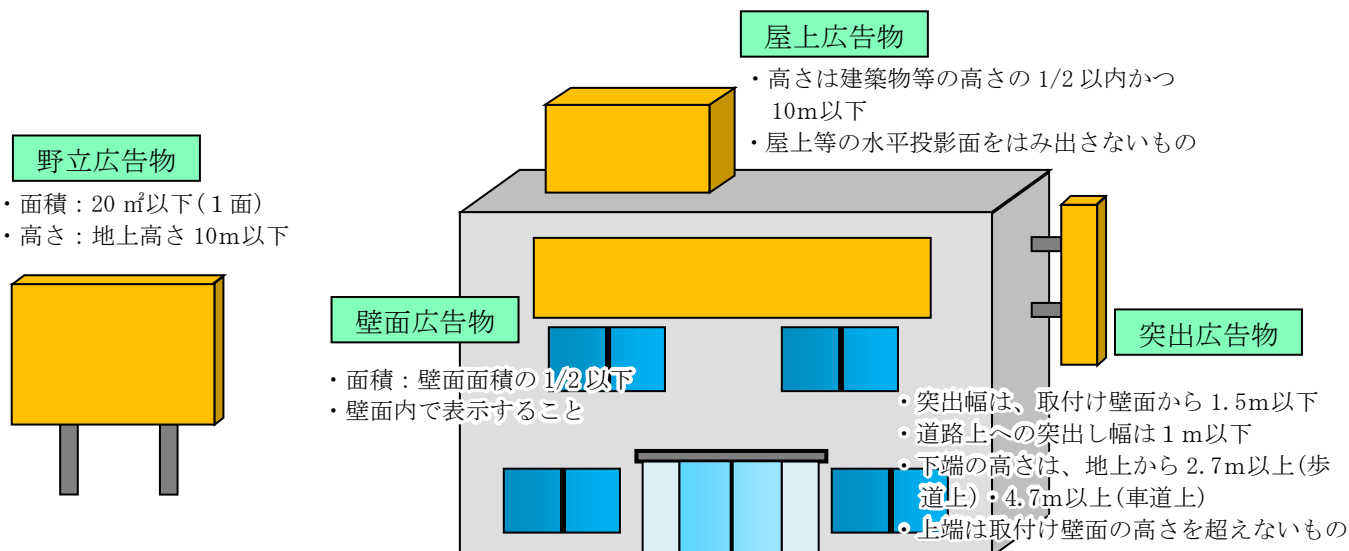
自家用広告物の基準

○電光表示板等は可変表示部分の面積は 1 面につき 10 m²以下（総面積 20 m²以下）であること。



非自家用広告物の基準

○電光表示板等は掲出できません。



その他の広告物の基準

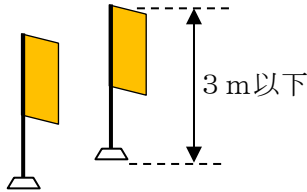
・表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準と同じです。

広告旗の基準

● 自家用広告物

(全ての地域)

- ・高さ(脚を含む) 3 m以下



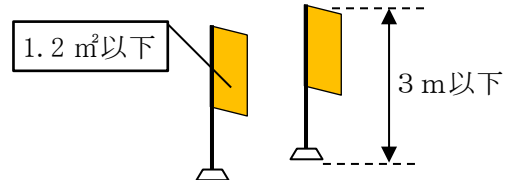
● 非自家用広告物

(第1種地域～第3種地域)

- ・掲出不可

(第4種地域～第7種地域)

- ・面積: 1.2 m²以下(1面)
- ・高さ(脚を含む) 3 m以下

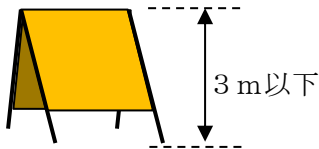


立看板の基準

● 自家用広告物

(全ての地域)

- ・地上高さ 3 m以下



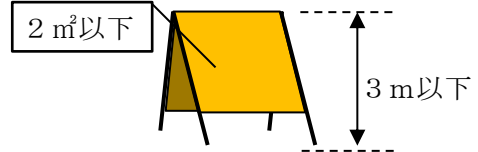
● 非自家用広告物

(第1種地域～第3種地域)

- ・掲出不可

(第4種地域～第7種地域)

- ・面積: 2 m²以下(1面)
- ・地上高さ 3 m以下



電柱の類を利用する広告の基準

(第1種地域)

- ・掲出できません。

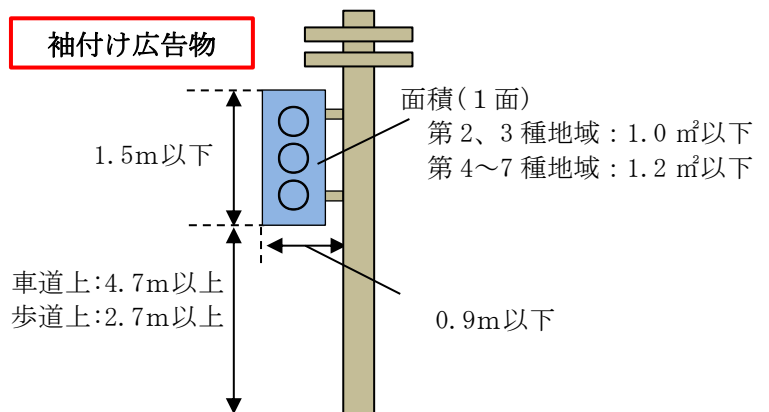
(第2種地域、第3種地域)

- ・位置や大きさの基準は図のとおりです。
- ・誘導内容が表示面積の40%以上を占める必要があります。
- ・同一広告主が掲出する場合の相互間距離は500m以上離す必要があります。
- ・1柱につき巻付け広告物1巻きおよび袖付け広告物1個以内とします。

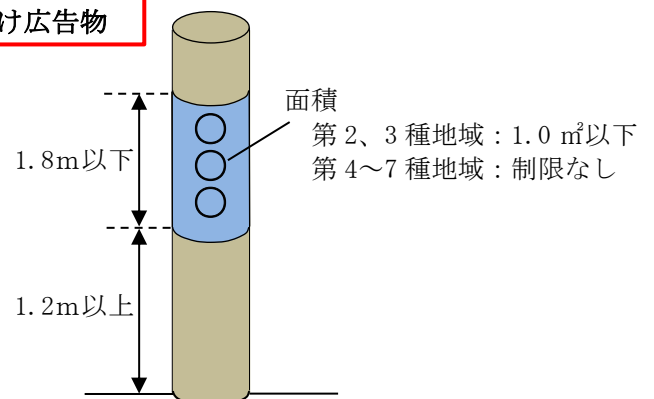
(第4種地域～第7種地域)

- ・位置や大きさの基準は図のとおりです。
- ・1柱につき巻付け広告物1巻きおよび袖付け広告物1個以内とします。

袖付け広告物



巻付け広告物



③ 色彩基準

米原市屋外広告物条例では、色彩を「マンセル表色系」により表現しています。

マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の三属性によって表現します。表示面に使用できる色彩の例は以下のとおりです。

マンセル表色系の見方

マンセル表色系には「色相・明度・彩度」の色彩の三属性があります。

- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴づけられます。白、黒、灰といった無彩色はNと表現します。
- ・明度は色の明るさを表します。明るい色ほど数値が大きくなります。
- ・彩度は色の鮮やかさを表します。鮮やかな色ほど、数値が大きくなります。無彩色は、彩度0となります。

表現と読み方

(5アール6の2)

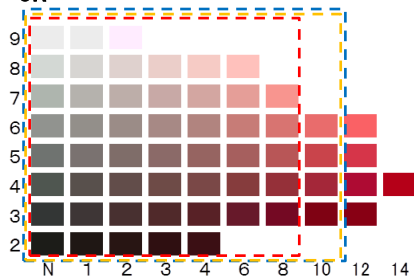
5 R 6.0 / 2.0

色相

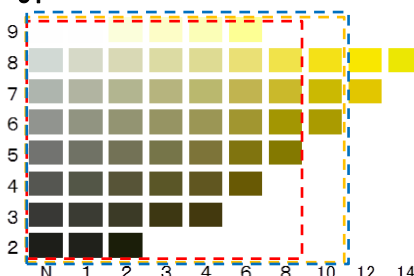
明度

彩度

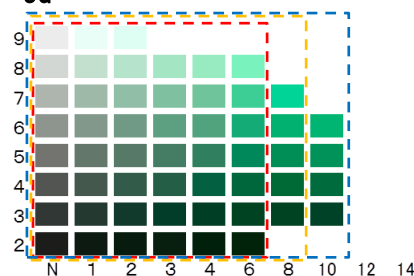
5R



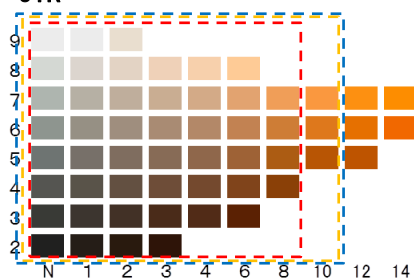
5Y



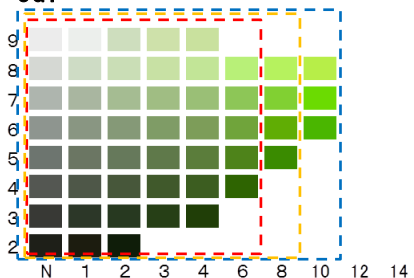
5G



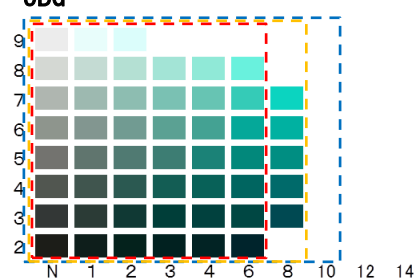
5YR



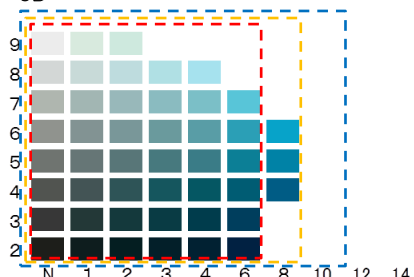
5GY



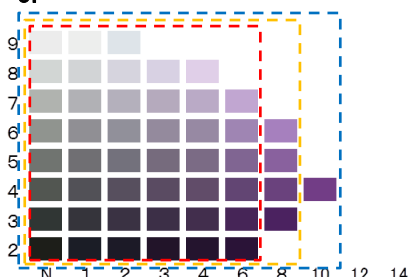
5BG



5B



5P



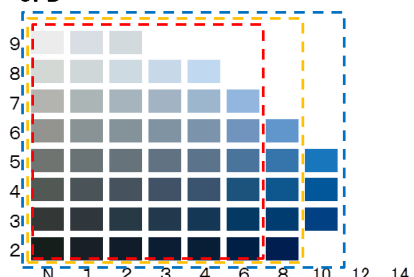
第1種地域の色彩基準

第2種地域～第4種地域の色彩基準

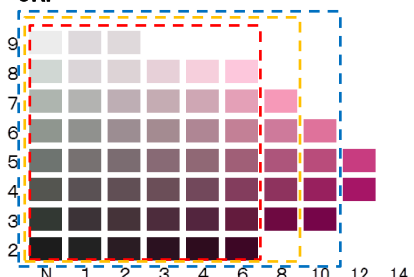
第5種地域、第7種地域の色彩基準

第6種地域は制限なし

5PB



5RP



※ただし、基準値を超える彩度は、広告物の表示面積の1/3以下であれば使用できます。

3 適用除外広告物

社会生活上の必要最小限の広告物や、掲出の目的によって、規制の一部を適用除外としています。

① 許可が不要な屋外広告物（禁止物件に掲出ができるもの）

1. 法令の規定により表示する広告物
2. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
3. 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物
4. 景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
5. 送電用鉄塔、煙突、ガスタンクの類に所有者または管理者が自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの
6. 橋りょう、街路樹、郵便ポスト、信号機等にその所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
7. 煙突、ガスタンク等に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
8. 公益上必要な施設または物件で寄贈者名等を表示するもののうち、規則で定める基準に適合するもの
9. 国または地方公共団体が表示する広告物※¹
10. 公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物※²

② 許可が不要な屋外広告物（禁止物件に掲出ができないもの）

1. 自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの
第1種地域～第3種地域 表示面積の合計 5 m²以内
第4種地域～第7種地域 表示面積の合計 10 m²以内
2. 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
3. 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物
4. 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物
5. 建設工事について表示される広告物で当該工事期間中に表示されるものまたは工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
6. 人、動物または車両、船舶等移動するものに表示する広告物
7. 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
8. 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙、はり札もしくはこれらに類する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
9. 表示の日から14日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所、氏名および連絡先を明示して表示する広告物

※¹ 広告物を表示するときは、あらかじめ通知が必要です。

※² 広告物を表示するときは、あらかじめ届出が必要です。

第4章 その他

1 管理義務、除却義務

広告物の表示者または管理者は、広告物の補修その他の管理を怠らないようにし、広告物を良好な状態に保持しなければなりません。

また、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、または広告物の表示の必要がなくなったときは、その日から10日以内に撤去し、除却届出書を提出する必要があります。

2 管理者

許可を受ける広告物は、管理者を定める必要があります。

なお、建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物（高さが4mを超えるもの）を表示する場合、次のいずれかの資格等を持つ者を管理者として選任する必要があります。

必要資格等：登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）

地方公共団体が行う講習会修了者（屋外広告物講習会）

職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者・職業訓練修了者（広告美術仕上げに係る）

3 屋外広告業の登録

市内で屋外広告業を営む場合、事前に滋賀県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受ける必要があります。

屋外広告業：広告主から広告物の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業が屋外広告業です。また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物の設置を請け負わない広告代理業等は、屋外広告業に該当しません。

4 屋外広告物に関する関係法令等

屋外広告物を掲出する場合、次のような手続きが必要となる場合があります。

- ・高さが4mを超える屋外広告物の場合・・・工作物の建築確認申請が必要です。（建築基準法）
- ・道路上および道路上空に表示する屋外広告物の場合・・・道路占用の許可が必要です。（道路法）
- ・その他、表示する場所によって、風致地区の許可、地区計画の届出等が必要になる場合があります。

5 違反広告物の対策

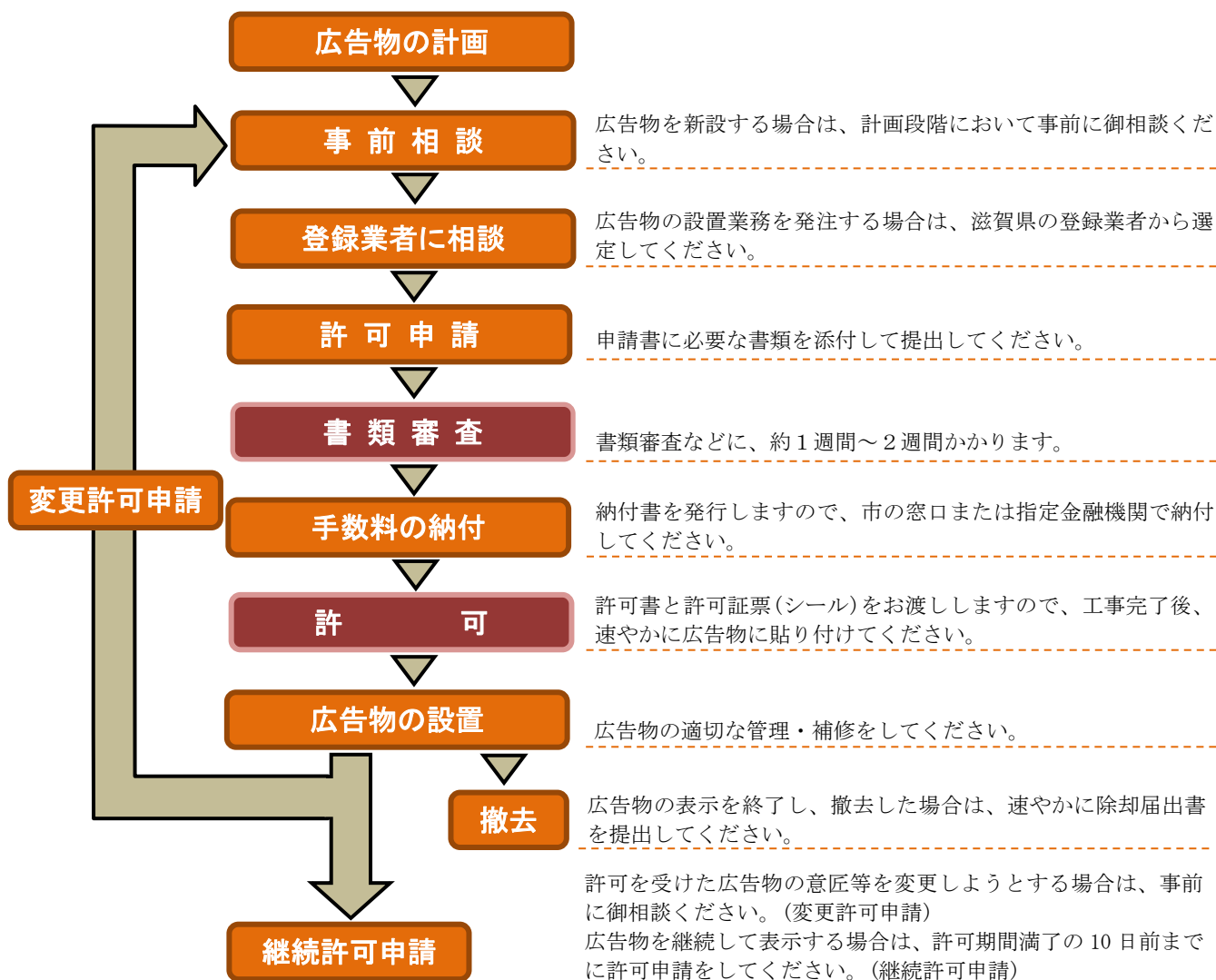
米原市では、無許可で広告物を表示した者、許可期限を過ぎても撤去しない者、禁止物件に広告物を表示した者などに対して、適法な状態にするよう行政指導を行っています。違反がある場合には30万円以下の罰金に処される場合があります。また、違反広告物に対する市長の除却命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、違反広告物を強制的に撤去する場合があります。特に、条例に違反して掲出されているはり紙、はり札、広告旗および立看板等については、事前の通告なく撤去することがあります。

なお、屋外広告業の登録に関する罰則は、滋賀県屋外広告物条例で定められています。

6 申請の流れ

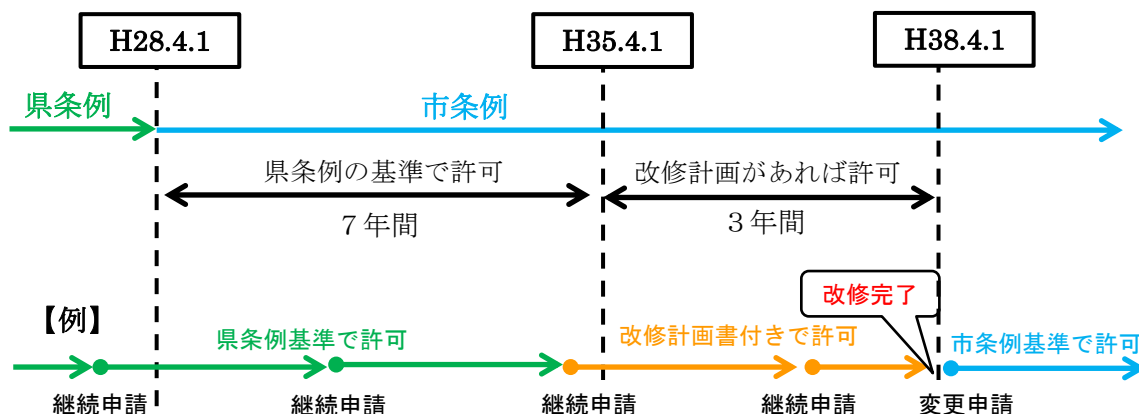
広告物を新たに表示したり、変更や継続して表示しようとするときは、次のような手続きが必要です。



7 経過措置

米原市屋外広告物条例の施行前に滋賀県屋外広告物条例に基づいて許可を受けている広告物のうち、市条例の施行に伴って許可基準に適合しなくなるものについては、市条例施行後7年以内は、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

なお、市条例の許可基準に適合するための改修や除却等を行う計画書が提出され、相当と認められた場合に限り、条例施行日から最長10年間を限度として広告物を表示等することができる経過期間を設けています。



8 許可の期間および手数料

広告物の区分ごとに、許可の期間および手数料を定めています。

区 分 (面積)		単位	手数料 (1 年以内、1 件)	許可期間
看板、広告板および広告塔(これらに類するネオン類照明広告を含む。)ならびにこれらを掲出する物件	1 m ² 未満	1 個	440 円	3 年以内
	1 m ² 以上 2 m ² 未満	1 個	830 円	
	2 m ² 以上 5 m ² 未満	1 個	1,060 円	
	5 m ² 以上 10 m ² 未満	1 個	2,130 円	
	10 m ² 以上 15 m ² 未満	1 個	3,100 円	
	15 m ² 以上 20 m ² 未満	1 個	4,160 円	
	20 m ² 以上 25 m ² 未満	1 個	5,220 円	
	25 m ² 以上 30 m ² 未満	1 個	6,280 円	
	30 m ² 以上 35 m ² 未満	1 個	7,340 円	
	35 m ² 以上 40 m ² 未満	1 個	8,400 円	
	40 m ² 以上 45 m ² 未満	1 個	9,460 円	
	45 m ² 以上 50 m ² 未満	1 個	10,520 円	
	50 m ² 以上 55 m ² 未満	1 個	11,580 円	
	55 m ² 以上 60 m ² 未満	1 個	12,640 円	
	60 m ² 以上 65 m ² 未満	1 個	13,700 円	
	65 m ² 以上 70 m ² 未満	1 個	14,760 円	
	70 m ² 以上 75 m ² 未満	1 個	15,820 円	
	75 m ² 以上 80 m ² 未満	1 個	16,880 円	
	80 m ² 以上 85 m ² 未満	1 個	17,940 円	
	85 m ² 以上 90 m ² 未満	1 個	19,000 円	
	90 m ² 以上 95 m ² 未満	1 個	20,060 円	
	95 m ² 以上 100 m ² 未満	1 個	21,120 円	
	100 m ² 以上のもの	1 個	3,100 円に 10 m ² を超える部分の面積が 5 m ² 増すごとに 1,060 円を加算した額	
立看板および広告旗		1 個	250 円	6 月以内
はり紙 (つり下げるものを含む。以下この表において同じ)		100 枚	420 円	2 月以内
はり札 (面積 0.15 m ² 未満のもの)		1 枚	90 円	1 年以内
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1 件	420 円	1 年以内
アーチ広告物		1 個	4,170 円	3 年以内
広告幕		1 枚	420 円	2 月以内
アドバルーン		1 個	1,060 円	1 月以内
ぼんぼり		1 個	90 円	2 月以内

備考

- 1) 屋外広告物の許可期間が 1 年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額の 2 倍になります (例えば、許可期間 3 年の申請をする場合など)。
- 2) 屋外広告物の表示および掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とみなして手数料を徴収します。
- 3) はり紙の単位については、100 枚未満の端数があるときは、これを 100 枚として計算します。

米原市屋外広告物 ガイドライン

問合せ先

米原市 まち整備部 都市計画課

〒521-8601 滋賀県米原市顔戸 488 番地 3

TEL : 0749-52-6926 FAX : 0749-52-8790

E-mail : toshi@city.maibara.lg.jp

平成 28 年 3 月発行